

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 31 日

八戸市長 小林 眞  
(公 印 省 略)

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
新井田、塩入、妙、大開、松館、十日市集落
  2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 27 年 2 月 25 日
  3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
- |            |       |
|------------|-------|
| 4 経営体数     |       |
| 法人         | 0 経営体 |
| 個人         | 4 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織  |
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
    - ・担い手は十分確保されている。
  5. 農地中間管理機構の活用方針
    - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
    - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  6. 地域農業の将来のあり方
    - ・単一の農業経営ではなく、水稻、花き等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。